

国営かんがい排水事業（国営洪水調節機能強化事業）
山王海葛丸地区事業の説明会が各地区で開催されます。

山王海葛丸地区国営土地改良事業促進協議会では国営土地改良事業「山王海葛丸地区」の令和6年度事業着工を目指し、現在手続きを進めております。

これまで、土地改良区広報等により関係する皆様から同意をいただきたい旨お知らせしておりました所、このたび準備が整い事業説明会を開催する運びとなりました。

直接受益者でない方も、山王海ダムの機能を知っていただく機会ですので是非気軽にご参加ください。地区につきましては目安ですので、他地区の会場に参加していただいてもかまいません。

事業説明会の日時と会場

地区	開催日時	開催場所
志和地区	11月28日(火)午後6時30分	志和生活会館 紫波郡紫波町土館沖田98-20
赤石地区	12月1日(金)午後6時30分	赤石公民館 紫波郡紫波町日詰駅前1丁目10-2
古館・日詰地区	12月5日(火)午後6時30分	紫波町情報交流館2階「大スタジオ」 紫波郡紫波町紫波中央駅前2丁目3-3
水分・不動地区	12月6日(水)午後6時30分	紫波町情報交流館2階「大スタジオ」 紫波郡紫波町紫波中央駅前2丁目3-3

1. 事業の目的

- 機能低下した農業水利施設の更新・改修**
完成から30年以上経過している農業水利施設が多くある中、老朽化等により機能低下した施設の更新・改修を行い、維持管理の負担を軽減します。
- 親子ダムの特性を活かした洪水調節機能強化**
親子ダムの特性を活かし、夏場の葛丸ダムへの洪水を、より空き容量のある山王海ダムに導水できるようにし、改良区として洪水防止に貢献します。
- 小水力発電施設の新設**
山王海・葛丸ダムにそれぞれ小水力発電施設を新設し、売電収入により維持管理費の軽減を図るとともに、グリーン社会の実現に貢献します。
- 調整池の新設**
既設の水路に7つの調整池を新設し、規模拡大や営農形態の変化に伴い水需要が集中する場合においても、安定した用水供給ができるようにします。

2. 事業の概要

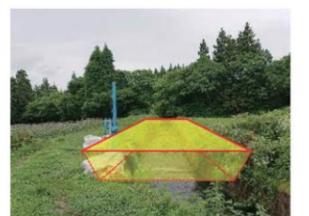
- 受益面積** 3,787ha
- 関係市町村** 花巻市、紫波町、矢巾町
- 予定工期** 令和6～15年度(10か年)
- 事業費** 135億円(物価変動等により、将来変動することがあります)
- 主要工事**
 - ダム(改修) 2か所
 - 頭首工(改修) 3か所
 - 用水路(改修) 9.7km(新設調整池7か所含む)
 - 水管理施設(改修) 1式
 - 小水力発電施設(新設) 2か所
- 関連事業** 農業競争力強化農地整備事業「大興寺地区」「大瀬川地区」



稲荷頭首工
(前回の更新から50年近く経過)



小水力発電施設の新設(イメージ)



調整池の新設(イメージ)

3. 事業費負担割合(予定)・償還方法

対象施設	負担割合			受益者	適用ガイドライン
	国	県	市町		
・ダム ・頭首工(葛丸上流)	1000/1500 (66.6%)	449/1500 (30.0%)	51/1500 (3.4%)	負担なし	国営洪水調節機能強化事業
・頭首工(稲荷・葛丸) ・幹線用水路(稲荷・南・葛丸) ・水管理施設 ・小水力発電施設 ・調整池(受益が500ha以上)	1000/1500 (66.6%)	313/1500 (20.9%)	135/1500 (9.0%)	52/1500 (3.5%)	国営かんがい排水事業(更新型)他
・調整池(受益が500ha未満)	750/1500 (50.0%)	435/1500 (29.0%)	210/1500 (14.0%)	105/1500 (7.0%)	県営かんがい排水事業(更新型)

- 受益者の負担金の償還は、事業完了後を予定しております。
その費用は改良区の積立金を用いることとし、新たな負担は生じない予定です。

4. 事業の開始手続

- <国営事業着手までの大まかな流れ>
- 地域住民の意見聴取(令和5年9月～(予定))
 - 同意徴集(11月～(予定))
申請人(改良区理事長ほか)は、事業計画の概要等を公告し、3条資格者の皆様から同意をいただきます。
 - 施行申請(令和6年2月(予定))
 - 適否の決定及び事業計画の決定(5月(予定))
 - 事業計画の確定及び工事着手(7月(予定))
- 当事業の実施には、**受益者(3条資格者*)の皆様の3分の2以上の同意が必要です。**
(この手続きを「同意徴集」と呼びます)
 - この同意徴集は本年11月から予定しており、ご理解・ご協力をお願いいたします。
- *「3条資格者」とは?
土地改良法第3条に規定されている資格を有する者です。
具体的には、受益地内の「耕作者」が基本となり、「自分の所有する農地を耕作している方」や「所有権以外の権限に基づき耕作している方」が資格者となります。
- <土地利用規制について>
土地改良事業の受益地は公共投資を行う優良農地であることから、土地利用について規制がかかります。
詳しくは土地改良区、市町村、農業委員会へお尋ねください。

＜お問い合わせ先＞
山王海葛丸地区土地改良事業促進協議会
事務局：水土里ネット山王海(山王海土地改良区)
TEL019-673-7311